

## 第6回 定例農業委員会総会議事録 (第23期)

1 日 時 平成29年12月25日(月) 14時30分～15時13分

2 場 所 阿久根市役所第1会議室

### 3 出席委員(12人出席)

- ① 栢 幸三      ② 京田 提樹      ③ 石坂 務      ④ 尻無濱 俊幸  
⑤ 富永 勝志      ⑥ 坂口 輝美      ⑦ 高原 熊夫      ⑧ 石原 千代年  
⑨ 堂後 善人      ⑩ 樫八重 玲子      ⑪ 松下 輝男      ⑫ 田嶋 輝男

### 出席農地利用最適化推進委員(7人出席)

- ① 辻 喜久男      ② 小田原 時久      ③ 竹原 長政      ④ 松下 統一  
⑤ 白濱 和利      ⑥ 石原 岩雄      ⑦ 尾上 進

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

### 5 議事日程

- 承認第 2号 非農地判断した土地について  
議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第58号 非農地証明願いについて  
議案第59号 農用地利用集積計画について  
その他(報告等)・・・なし

### 6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
新坂 謙二 (次長兼管理係長)

上脇 重樹 (管理係)

榎木 海斗 (管理係)

酒井 結華子 (管理係)

議長 (田嶋 輝男)

それでは定刻になりましたので、ただ今から第6回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります。議長において、11番 松下 輝男委員、1番 栢 幸三委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第6回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります。12月5日には、鹿児島県農業会議の12月定例常設審議委員会に出席いたしました。

同日15時から、県の女性農業委員との意見交換会に出席いたしました。

13日には、市役所会議室に於いて、農業者年金の考査指導を受けました。

19日から21日にかけては、人・農地プランの更新活動に、担当地区の委員が出席されました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところをお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第4 承認第3号 非農地判断した土地について**を議題といたします。

本件対象地は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

このたび、所管の法務局登記官から本件対象地について農地から農地以外とする地目変更登記申請が行われたことに伴う照会がありました。

非農地判断の決定については、原則として議案として提案しているところではありますが、法務局への回答期限まで暇がなかったことから、会長の判断により農地法第30条第1項の調査結果のとおり非農地として回答をいたしました。

なお、法務局においては当該登記が完了し、本件対象地の地目は農地以外となっております。

したがって、この非農地判断について、本総会で承認を求めるものです。この件について、ご異議ありませんか。

委員 な し

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件対象地は、非農地と判断したことについて承認されました。

議長 （田嶋 輝男）

**日程第5 議案第 56号 農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （酒井 結華子）

議案第56号についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。農地法第3条の申請は2件であり、所有権移転が1件・使用貸借権設定が1件です。それでは、ご説明致します。

整理番号1と2について、利用権の取得者が同一であるため、まとめてご説明させていただきます。地図は、1ページ～3ページです。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、父と共に年間150日程度農業に従事されております。

整理番号1の申請地は、甘藷・露地野菜・果樹を生産する計画で、親子間の贈与による所有権移転です。整理番号2の申請地は、水稻を生産する計画で、使用貸借権が設定されます。労働力、下限面積等についてもすべて許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

10番委員 （樫八重 委員）

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

12月11日に「4番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』を行いました。

農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農に積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって調査結果は、許可相当です。

議長 (田嶋 輝男)  
調査員の報告が終わりました。  
これより質疑を許します。  
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第6 議案第57号農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。  
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)  
議案第57号について、説明いたします。  
今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、2件です。  
それでは、整理番号順に説明いたします。  
まず、整理番号1の事件です。

農業委員会意見書及び審査票 1 ページ及び 2 ページ並びに地図 4 ページ及び 5 ページをご覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇. 〇キロメートル、〇〇〇〇〇の約 170 メートル南側です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

〇〇氏は、現在、申請地の東側隣接地に建っている自己所有の一般住宅に居住されていますが、当該一般住宅の施設が申請地に越境して設置されているため本件を申請されました。

申請地は、既に建物及び庭木等が設置されています。

このことについては、〇〇氏から建物建築の際、境界を誤認して工事を行ったとの顛末書が提出されています。

申請地の排水は、生活排水は浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道の側溝へ流水されています。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号 2 の事件です。

農業委員会意見書及び審査票 3 ページ及び 4 ページ並びに地図 6 ページ及び 7 ページをご覧ください。

本件は、工場及び通路への転用を目的とする所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から南東へ約〇. 〇キロメートル、〇〇の〇〇〇〇の 50 メートル北東側です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇に主たる事務所を有する有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇です。

〇〇〇〇〇〇は、現在、〇〇〇区で〇〇〇〇〇〇工場を操業されています。同社は、事業規模を拡大される計画ですが、既存の工場敷地では工場の増設が不可能であることから、申請地に工場を新設するため本件を申請されました。

申請地は、2メートル程度の盛土造成が行われ、工場が建築されます。あわせて、中央の里道を事業用地として利用することから、申請地の西側に里道の代替施設として通路が設けられます。

申請地の排水は、合併浄化槽により処理され、市道の側溝へ流水されます。

なお、申請地のうち〇〇〇番〇については、平成8年に一般住宅目的の第5条許可が行われていますが、申請地所有者から「許可後、許可目的のための申請地の所有権移転契約を解除した。」との始末書が添付されています。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

4番委員 (尻無濱 委員)

議案第57号に係る調査結果について、報告します。

12月11日に、樫八重委員及び私並びに事務局担当職員で調査を行いました。

それでは、整理番号1から順に報告します。

まず、整理番号1の事件です。

申請地は、畑及び宅地に隣接していました。

現地は、既に一般住宅の敷地となっておりますが、周辺農地への悪影響は確認できませんでした。

よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の事件です。

申請地は、耕作されていない田、原野状態となっている畑及び市道に隣接していました。

計画されている工場は、平家建であり境界から一定程度離して設置されていること、敷地の排水は合併浄化槽により処理され市道側溝へ流水させること、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界には緩衝地を設け、さらに法面は保護すること、隣接農地への用水路が確保されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

なお、過去に許可された農地転用が着手されないままになっていることについては、提出された始末書によりその事情を確認しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番委員 (堂後委員)

件別番号1は、〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転ですが、〇〇さんの土地となるのではないですか。

事務局 (上脇 重樹)

ご説明いたします。申請事業の一体利用地である土地の名義は、〇〇〇〇〇さんになりますが、申請人の〇〇〇〇〇さんの義父になります。〇〇〇〇〇



さんの所有される土地に〇〇〇〇さんの一般住宅が建築されている状況です。

議長 (田嶋 輝男)

件別番号2について、北側2筆の畑へは、侵入路がないようですが、そこはどの様にするのですか。

事務局 (上脇 重樹)

申請地に隣接する畑への通路がないということではありますが、今までも通路はございませんので、通行権で通っておられると推測しますが、利用状況調査においても、非農地として調査結果が出た土地になります。現場は、原野状態です。

議長 (田嶋 輝男)

他にはございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

無いようですので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第 7 議案第 58号 非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第 8 議案第 59号 農用地利用集積計画について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

説明の前に、資料の修正をお願いします。所有権移転の整理番号3につきましては、期日までに同意の書類が届かなかったため、今回の農用地利用集積計画からは、削除いたします。

修正は、以上になります。

それでは、平成29年農用地利用集積計画書第12号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成29年12月28日となります。

( 議案資料にて説明 )

以上，農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお，議案第59号平成29年農用地利用集積計画書第12号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより，質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

私からですが，1ページの対価について，差がありますが，内容が分れば説明してください。

5番委員 (富永委員)

整理番号1番につきましては，親戚であり，無償でもいいとの事ではありましたが，無償は高くつくとの事もあり，1万円の対価となりました。件別番号2につきましても，同じ理由となります

議長 (田嶋 輝男)

他にはございませんか。

2番委員 (京田委員)

貸借になりますが，年末支払いとありますが，重複することは，考えられませんか。

事務局 (榎木 海斗)

公告日のことになるとは思いますが，年内に処理することから，このような状況にあると思われま

2番委員 (京田委員)

法的には、どの様な対応になりますか。

事務局 (上脇 重樹)

協議会にしてください。

( ~ 協議会 ~ ) 15:00~15:10

議長 (田嶋 輝男)

本会に戻します。

支払回数を書き入れると言う事でよろしいですか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

他にはございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 15:13